

## 地方自治法の一部を改正する法律等の施行について（抄）【法律公布：H3.4.2】

（自治行第37号平成3.4.2、各都道府県知事あて自治事務次官通知）

（中略）

今回の改正は、第16次、第17次、第18次及び第20次の地方制度調査会の答申等の趣旨に沿って、機関委任事務、議会及び監査委員に関する制度の改正を行なうほか、地縁による団体の権利義務に関する規定を創設するなど、地方自治制度上の所要の措置を講じ、もって現下の社会的・経済的諸情勢に対応する民主的かつ合理的な地方自治の推進を期したものである。

貴職におかれては、今回の改正の趣旨にのっとり、下記事項に御留意の上、その施行に遺憾のないよう配慮するとともに、管下市町村に対しても改正の趣旨が十分徹底するよう御指導願いたい。

記

（中略）

### 第二 議会に関する事項

一 普通地方公共団体の議会が検査し、又は監査委員に対し監査を求めることができる事務を、当該普通地方公共団体の執行機関の権限に属する機関委任事務（政令で定めるものを除く）にまで拡大することとされたこと。

この場合、前記検査及び監査請求の対象外とされる政令で定める機関委任事務は、①検査等に際して開示をすることにより国の安全を害するおそれがある事項に関する事務（当該国の安全を害するおそれがある部分に限る。）、②検査等に際して開示をすることにより個人の秘密を害することとなる事項に関する事務（当該個人の秘密を害することとなる部分に限る。）、③労働組合法（昭和24年法律第174号）の規定による労働争議のあっせん、調停及び仲裁その他地方労働委員会の権限に属する事務並びに土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定による収用に関する裁決その他収用委員会の権限に属する事務とされたこと。（法第98条第1項及び第2項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第121条の3）

二 議会の委員会について参考人制度を設け、委員会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができるものとされたこと。

なお、委員会に出頭した参考人には実費を弁償しなければならないものとされたこと。（第109条、第109条の2、第110条、第207条）

三 議会運営委員会について次のように定められたこと。

- (1) 議会は、条例で議会運営委員会を置くことができるものとされたこと。
- (2) 議会運営委員は、条例に特別の定めがある場合を除くほか議員任期中在任するものとされたこと。
- (3) 議会運営委員会は、①議会の運営に関する事項、②議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、③議長の諮問に関する事項に関する調査を行うほか、議案、陳情

等を審査するものとされたこと。(法第109条の2)

(中略)

四 監査委員制度について次のように改められたこと。

(中略)

- (5) 監査委員の身分取扱いについて、法本則において、その職務を遂行するに当たって常に公正不偏の態度を保持すべきこと、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと及びその罷免については当該普通地方公共団体の長が当該監査委員について心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときに議会の同意を得てこれを行うことができるものとすることが定められたこと。また、議会が前記同意を行なうに当たっては委員会において公聴会を開かなければならないこととされたこと。

なお、監査委員は前記による場合を除くほかその意に反して罷免されることがないものとされたこと。(法第197条の2、第198条の3)

(以下略)